

重要

会社名（商号）と商標

起業時に会社名を商号として、法務局で登記しますが、同時に商標登録はしていますか？

□会社名を商標登録していないと起こること

1. 「同一住所」でなければ、貴社より起業が後の他社でも、貴社と同じ商号を登録でき、両社とも、同じ商号を使用できる。しかし、貴社の事業分野において、先に他社が商標を登録してしまった場合は、貴社はその事業分野で商標を使用できない。

起業

商号登録（法務局）

商号：株式会社エイビーシー

住所：ABC市ABC町1-1-1

左記の株式会社エイビーシーは、
「エイビーシー」、「abc」等

商標としての使用できない可能性あり！

起業

商号登録（法務局）

商号：株式会社エイビーシー

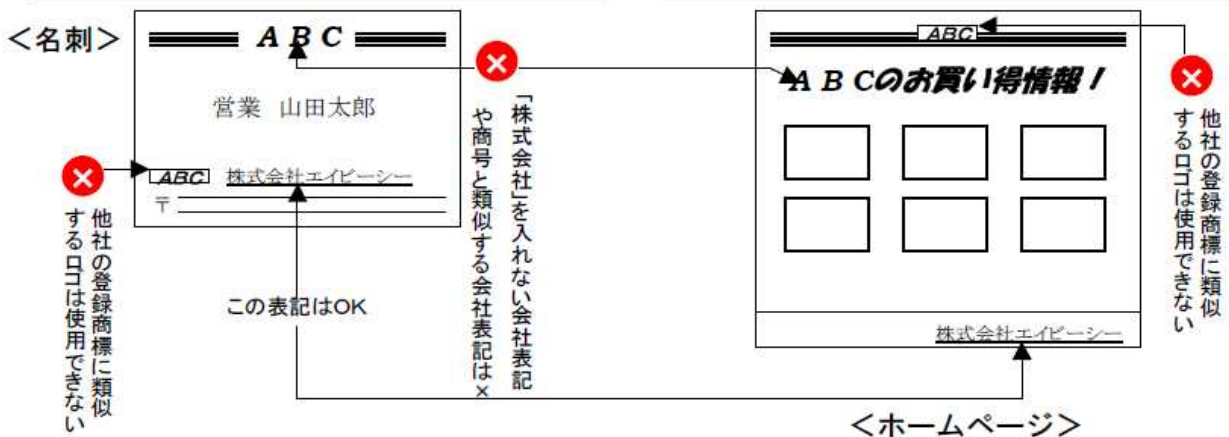
住所：ABC市ABC町1-1-2

商標出願（特許庁）商標登録

商標：エイビーシー or ABC等

2. 名刺や会社案内への会社名の使い方が制限される可能性がある。

3. 自社サイト上で、会社名を商標として使うことができない可能性がある。



ご相談はこちらへ・・・ TEL:03-3443-8832 E-MAIL:info@ippjp.com

アイピーピー国際特許事務所

〒141-0022
東京都品川区東五反田5-10-18 TK五反田ビル 7F
TEL:03-3443-8832 E-MAIL:info@ippjp.com